

第 29 回市川市行徳臨海部まちづくり懇談会議事内容

日 時：平成 22 年 6 月 22 日（火）18:30～20:30

会 場：行徳文化ホール I&I 大会議室

出席者：西村座長（東京大学教授） 歌代委員（南行徳自治会連合会）
佐野委員（市川緑の市民フォーラム）丹藤委員（行徳まちづくりの会）
東委員（行徳野鳥観察舎友の会）藤原委員（市川市行徳漁業協同組合）
及川委員（南行徳漁業協同組合）佐々木委員（塩浜協議会まちづくり委員会）
高根委員（市川青年会議所）門田委員（都市再生機構）
川口委員（市川市民）

事務局（市川市 行徳支所 田草川支所長、近藤次長、東條次長
" " " 臨海整備課 森川課長、栗林室長、川野主幹、
片田主幹、高野副主幹

<開会>

事務局（高野）

本日は梅雨の時期、また、暑い中お集まりいただきありがとうございます。定刻になり、まだお見えにならない委員の方もおりますが、時間も限られておりますので、ただ今から第 29 回行徳臨海部まちづくり懇談会を始めさせていただきます。私は司会進行を務めさせていただきます、臨海整備課の高野と申します。よろしく申し上げます。それでは初めに本日欠席の方を報告させていただきます。本日は風呂田委員、花見委員、安達委員、土屋委員が所用のため欠席するとのご連絡をいただいております。本会議は市川市行徳臨海部まちづくり懇談会設置要綱第 4 条第 2 項により委員の半数以上が出席されておりますので、成立するものいたします。それでは議事に入ります前に、お手元にお配りしております資料等の確認をさせていただきます。第 29 回市川市行徳臨海部まちづくり懇談会のレジюмеでございます。これが一綴りになっておりまして、最終の資料が塩浜地区整備事業、ページが 19 となっております。その他としては前回の懇談会の議事録があると思います。いかがでしょうか。資料に不足がないようでしたら議事の進行を座長の西村先生に引継ぎたいと思います。西村先生よろしく申し上げます。

西村座長

どうもみなさんお久しぶりです。こんばんは。今の欠席の中の委員で新しく花見敬一委員が就任されております。熊川委員が、行徳地区自治会連合会の会長さんだったんですけども、任期を終えられて、新しい会長がこの委員になるということで、ただ残念ながら今日はご欠席です。それでは報告事項を順にいきたいと思いますが、まず（ア）と（イ）について報告していただいてそこで質疑をするという形でいきたいと思っております。それでは事

務局のほうからお願いいたします。

事務局（森川）

臨海整備課長の森川でございます。私のほうからは行徳臨海部の課題に係る最近の状況の中で（ア）の主な経緯と今後の予定についてご報告させていただきます。1ページの資料1をご覧くださいと思います。今年の3月25日に開催いたしました第28回の行徳臨海部まちづくり懇談会以降の主な経緯でございます。始めに千葉県の取組み状況でございます。平成22年5月28日第30回市川海岸塩浜地区護岸検討委員会が開催されております。6月21日には、昨日でございますけれども、第15回三番瀬再生実現化試験計画等検討委員会が開催されております。本市の動きとしましては本日22日、今日でございますけれども、第29回の市川市行徳臨海部まちづくり懇談会の開催ということでございます。同じく資料の下のほう、下段の表をご覧くださいと思います。今後の予定でございますが、6月30日には第30回三番瀬再生会議が開催予定となっております。また、7月から11月の毎月下旬には定期的に市川海岸塩浜地区護岸検討委員会が開催される予定でございます。9月21日及び12月21日には第31回及び32回の三番瀬再生会議が開催予定となっております。市のほうでございますけれども、第30回まちづくり懇談会の開催につきましては、これは12月と書いておりますけれども、12月下旬になるのではないかというふうに考えております。以上でございます。

事務局（片田）

臨海整備課の片田と申します。私からは（イ）の三番瀬再生会議の事業内容について報告させていただきます。前回、3月25日開催の懇談会で千葉県に対する要望ということでありました三番瀬に係る内容につきましてご説明いたします。この懇談会からの要望ということで千葉県のほうに要望したところ、回答としましては三番瀬に関する千葉県のホームページを見ていただくということでしかございませんでした。ここでホームページを閲覧してくださいというのもなんですので、前回の懇談会における質問の主なものについてご説明いたします。まず行っている事業の内容につきましては資料2、2ページをご覧ください。これはホームページからの抜粋ですが千葉県で行われている事業、44事業となっております。ここでその脇に書いてあります時間軸の整理ということで、これはどういう意味なのかをご説明さしあげます。継続的事業というのは、平成17年度時点で、既に事業に着手しているものであり、三番瀬の再生への寄与という視点から検討し、計画期間内は継続、若しくは充実させて実施するもの。緊急・早期着手事業というものは、計画期間内に事業に着手するよう努めるもの。中期的事業、これは計画期間内は、事業化に向けて具体的な調査・試験・検討等を行い5年から10年後に事業に着手するよう努めるもの。ということになっております。また、その資料のアタマのほうにホームページのアドレスを印字してありますので各事業の内容につきましてはこのアドレスでホームページを見ていただければよろしいかと思われま。続きまして三番瀬に係る委員会についてですけれども資料2の4ページをご覧ください。これは千葉県知事直轄の三番瀬に係る各委員会、密接な関連

のある委員会の位置づけについてシートを添付しました。引き続き 5 ページ 6 ページをご覧ください。委員の構成につきましては三番瀬再生会議を例にとってみますと学識経験者が 10 名、地元住民が 4 名、公募委員が 3 名、漁業関係者 1 名、環境保護団体 3 名、地元経済・産業界 1 名となっております。また、市川海岸塩浜地区護岸検討委員会を例にとりますと学識経験者 6 名、漁業関係者 3 名、環境保護団体 3 名、地元住民 4 名、行政関係者 5 名となっております。次にこの各委員会の傍聴は全て可能でございますが、これにつきましては県に確認したところ、ホームページでその都度募集をしているという形になっております。また、これまでの会議の費用についても前回の懇談会で要望されてはいたけれども、これにつきましても県のほうでは公表はしていないということです。ただ平成 21 年の 2 月の千葉県議会において、この関連会議の費用等についての議事録がありましたのでご報告させていただきます。平成 13 年度から平成 19 年度までの三番瀬再生会議等の開催、広報、環境や漁業に関する各種調査、護岸整備事業等に関する費用など、三番瀬の保全、再生に直接関係する一般会計の決算額の合計は約 14 億 7 千万円と、当時の堂本千葉県知事の答弁がございました。最後ですが、参考までにその次のページに三番瀬に関連する行徳臨海部のまちづくり構想図を添付しておりますので参考になさってください。以上でございます。

西村座長

はい、ありがとうございます。確認ですけれどもホームページの、2 ページですね、これはそれぞれのところをクリックすると細かいことが見られるんですね。いかがでしょうか、何か。はい、川口さん。

川口委員

質問ですけれど、今の報告の中で三番瀬再生実現化試験計画等検討委員会という委員会があるんですけれども、これは再生というのは何を再生するための、再生実現のための委員会で、ここだけメンバー表がないのですけれども委員のですね。漁場再生とはまったく違うことをしているんですか。

事務局（森川）

まずこの三番瀬再生実現化試験計画等検討委員会につきましては干潟化に関する試験等を行いまして、護岸検討委員会などに報告をしているという状況でございます。直接的には漁場再生とは関係なく試験等をしているという状況です。

川口委員

だって仕事は漁場に関係するんですよ。関係なくやっているんですか。

事務局（森川）

護岸の前面の干潟化を、砂つけ試験を行っています。

川口委員

メンバー表はないんですか。

事務局（森川）

あります。ご用意します。

歌代委員

どんなことをやっているかってのを、昨日やっているんだから、それをチョコッと説明すればいいじゃない。こういうことをやっていますよと。

事務局（森川）

たまたま昨日会議が開催されまして、この干潟化に向けた砂つけ試験というのを今年度行う予定であります。昨日の開催趣旨はこの干潟化に際して着色した砂を使わずに事業を進めようと、それは予算、事業費が想定した以上にかかるということで色なしの砂を使うと、そしてその砂移動試験に併せて砂に定着する底生生物も調べる予定なのですが、その底生生物を調べる期間を当初予定した期間よりも短くするとか、そういう何案かを出して委員の皆さんから意見をいただいていると、ですからこの三番瀬再生実現化試験計画等検討委員会につきましては三番瀬漁場再生検討委員会とは別の干潟化で、護岸前面に砂つけ試験をするうえでの、砂つけをするうえでの長期検討を行う組織になっております。

西村座長

いいですか。

川口委員

もう一ついいですか。

西村座長

はい、それでは。あ、名簿があるんですか、では手元に。

事務局（片田）

たまたま名簿を三番瀬再生会議と市川海岸塩浜地区護岸検討委員会を例にとり添付してしまっただけですけども、本当は三番瀬漁場再生検討委員会と三番瀬再生実現化試験計画等検討委員会とか各委員会の名簿がございますので、後で、時間が前後してしまいますが、名簿を用意してまいりますので、少しお待ちいただければ。議事は先に進めていただいかまいません。

川口委員

配られた資料の8ページに三番瀬と塩浜1丁目から3丁目までの図面がありますけれども、これ黄色で色づけされたところに人工干潟と書いてありますよね、人工干潟って使うの止めましょうよ、行徳では。再生干潟にしましょうよ。何かいかにもね、これ結局市川市の方針としてね、干潟化に賛成って決められているじゃないですか、要望としても。だからやっぱり人工っていうとね、何かいかにも造るみたい。かつての海に戻そうとしているわけですから、再生干潟っていう表現にしたほうが市川市の姿勢もちゃんとするんじゃないかなと思うんですけど。意見です。

西村座長

なるほど。どうですか。

事務局（森川）

貴重なご意見をいただき、まったくそのとおりだと思っています。そのへん、表現の仕方について今いただいた意見を尊重させていただきます。

川口委員

市川で統一して使いましょよ。

事務局（森川）

再生干潟ということで。

西村座長

丹藤さん。

丹藤委員

すみません、すごい小さい質問、さっき色つきの砂っておっしゃたんですけど、通常色つきの砂を使うんですか。

歌代委員

蛍光砂といって砂の移動を見るために蛍光砂を撒いて砂を盛った所から砂がどう流れるか、その移動を見るための砂なんですよ。蛍光砂といいます。

丹藤委員

そういうことなんですか。

歌代委員

それは金かかるから止めましょと。

及川委員

流れた先が発見し易いように蛍光塗料をつけた砂を山にする。

歌代委員

だから干潟化するためにどういうふうな流れをしているか、それを見るために試験をしようということです。

西村座長

よろしいでしょうか。他に。はいどうぞ。

藤原委員

三番瀬再生会議に漁業協同組合の行徳と南行徳は入っていませんね、これまでもね。再生する水面は行徳と南行徳のところ、関係があるのは南行徳と行徳ですから入るのが当然じゃないでしょうか。

歌代委員

それは私から。入らないと言ったのは漁業協同組合のほうなんです。

及川委員

それは説明します。

歌代委員

だからもうそろそろ入ってもいいんじゃないのかと。

及川委員

藤原さんから話が出まして歌代さんからも出ましたが、最初、再生会議があって、円卓会議にも出ていたけれど、その時には両組合、船橋も含めて南行徳、行徳、船橋、千葉県の漁連と皆入っていたわけです。で、会議を何回かやって、漁業者としてこういうふうにしたいと意見を言ったら、多数決みたいな感じで、それはやらなくていいと、そういうふうになったんで、私は直接会議に出ていたわけではないのですが、これでは出てもしようがないと、現在も県のほうからは参加してくれと言われております。今は再生会議ではなく漁場再生会議の方に組合が出ています。そちらで今、どうしようかと検討している最中なので、それがあ程度方向が出ない段階で再生会議に出て組合が発言しても、千葉県の水産課と漁業組合でこれからの再生はこうしようと決まった段階ならば参加してもいいのですが、まだそういう段階ではないということで、漁業組合としては参加しておりません。

西村座長

ありがとうございます、よろしいですか。では次にいきましょう。次は(ウ)の議題について報告してください。

事務局(川野)

臨海整備課の川野です、私からは(ウ)の市川漁港整備計画の概要について報告させていただきます。前回の懇談会の時に漁港施設配置についてご意見、ご提案を受けました防波堤、市民利用施設の位置についてご説明をさせていただき前に、市川漁港整備のコンセプトについて、懇談会でこれまでお話していなかったと思いますのでここでご説明し、それからご意見への答えをさせていただきたいと考えております。それでは9ページ市川漁港整備計画の概要、資料3をご覧ください。市川漁港整備計画の概要ですが、水産業及び漁港の現状、市川市の水産業の現状は、塩浜1丁目地先海域を漁場としましてノリ養殖業そしてアサリ等の採貝業を中心としまして、さらに東京湾を漁場とします底引き網漁業などを現在営んでおります。そして経営体の数ですが、市川市行徳漁業共同組合、南行徳漁業協同組合、二つの組合を合わせまして現在87となっております。水産物につきましては主に共販という形で千葉県の漁連のほうに出荷しております。しかし、漁獲量の減少とか最近の魚介類の消費量の減少などによりまして価格の減少が続いているような状況です。続きまして漁港の現状ですが、現在の市川漁港は、市川期埋立計画を前提としまして昭和45年から46年に整備されまして、昭和52年に第1種漁港に指定されております。しかし漁港施設用地もなく、また泊地や係留施設は狭隘で、さらに整備されてから40年ほど経っていることから老朽化が著しい状況です。現在漁港に係留している漁船の数ですが140隻で、全漁船の隻数263隻の内の53%しか係留できていない状況です。次に課題と水産業振興ビジョンですが、課題としては五つほどございまして、一番目として漁場環境の悪化に伴い漁獲量が減少していますのでこの改善、そして二番目として漁業従事者の高齢化及び後継者不足の解消、三番目としまして係留施設や施設用地など漁港施設機能の不足の解消、四番目としまして防波堤及び護岸の腐食や老朽化など危険性のある漁港施設の解消、五番

目として地域特性を活かした周辺まちづくりと調和のとれた漁港ということで、以上のような課題がございます。水産業振興ビジョンによる将来像につきましては、市川市の水産業について、市川の水産業の将来像、果たすべき役割、進むべき施策の方向性を水産業振興ビジョンとして明らかにしてありまして、今後の市川市の水産業の振興の基本として位置づけております。そしてその中で市川の水産業の歴史、取り巻く背景、置かれている現状と課題等を踏まえて、市川市の水産業の目指すべき将来像としましては、安定して継続できる産業環境を整えた水産業、新しい時代に対応した経営、魅力ある職場としての水産業、生産から加工、流通まで一貫した総合産業としての水産業、そして海の自然環境を守り親水空間を提供する水産業、そして市川の地場産業として市民と共存する都市型の水産業として漁業者、市民、行政がお互いに理解、協力して実現を図るよう努力していきたいと思っております。次のページをお願いします、10 ページです。三番目の基本方針です。臨海部のまちづくりの基本方針、地域のテーマとしては地域特性を活かした持続可能なまちづくりとしております。下のイメージ図をご覧ください。塩浜駅周辺地区、ピンク色の部分については「三番瀬を身近に感じ、人々が集い、人と自然が共生するまちづくり」海岸はオレンジ色の部分で「市民が安心して海にふれあえる海辺づくり」そして緑色の点線の遊歩道ですが「人と水と緑のネットワークづくり」を考えております。そして漁港について、ブルーの区域ですが、基本方針としまして「市民と共存する都市型水産業の発展と開かれた漁港づくり」として、安全で夢のある漁港、効率的で利便性に優れた漁港、漁業者と市民が共存共栄する漁港、周辺まちづくりと連携する漁港、として漁港づくりを行ってまいります。次の 11 ページですが漁港整備の基本計画、ゾーニングについてですが、市川漁港整備の位置ですが、これにつきましては過去のまちづくり懇談会においてもご報告させていただきましたように、漁業者の利便性、操業の安全性、経済性、漁場までの距離など様々な視点から比較検討を行った結果、現行の漁港区域が最も適した場所となりました。また、漁港前面の干潟を活用し、海に親しみ、市民と漁業者との交流が図れる、市民に開かれた漁港としております。二番目の漁港施設及び機能ですが、ゾーニングとしましては漁船と三番瀬関連船舶の航行の安全確保を図るため三番瀬関連船舶の係留施設などを東側に配置しております。そして塩浜 1 丁目親水護岸などとの連携や干潟の活用と合わせた市民と漁業者との交流広場を東側に配置しております。漁港の機能としましては、安全で利便性のある充実した漁港機能としましては安全に回転できる泊地や漁船が十分に係留できる係留施設、また漁業活動に必要な漁具置き場などの漁港施設用地の確保、そして整備、漁港内の静穏度など安心して漁業活動ができるための防波堤や護岸の整備を考えております。海に親しむ市民と漁業者が交流できる場の創出としまして干潟への市民等のアクセスを確保するための連絡橋の整備、漁業への理解と市民と漁業者とのふれあいを促進する交流広場の整備、地元的新鲜な水産物を購入できる直売所の整備を考えております。周辺環境を生かした施設整備としましては護岸や塩浜まちづくりとの連携した遊歩道の整備、三番瀬の干潟観察、環境学習、漁業体験、漁場見学などのための三番瀬関連船舶泊地及び係留施設

の整備、東浜人工干潟と連携するための施設整備を行ってまいります。以上が漁港整備にあたって考えているコンセプトです。続きまして前回のまちづくり懇談会で漁港施設配置、平面計画図において市民利用施設の位置、そして防波堤の配置や形状などについてご意見、ご提案がございました。この点につきまして検討結果を踏まえて、前面のパワーポイントを使ってご説明させていただきます。まず漁港の位置ですが、正面の赤で囲んである部分ですが、市川市の南部、市川市塩浜 1 丁目地先で漁港区域は東西に約 970 メートル、南北に約 200 メートルで整備位置につきましても現行の漁港区域になります。現在進めております計画平面図ですが、この赤の部分が防波堤で、沖防波堤、東防波堤、西防波堤になります。それからこれが突堤と波除堤の部分になります。そして、この部分が漁港施設用地になります。船の大きさ等によって二箇所に分けております。船の係留施設ですが、これも船の大きさによって、水深の関係もございましてこのように分けております。市民利用施設としましてはこの部分が交流広場ですね、この部分は三番瀬関連船舶泊地として考えております。次に漁港施設計画のゾーニングとしましては漁港施設用地の中にノリ加工場、漁業組合の事務所、漁具干場、漁具置場を考えております。航路に関しましては、このように市川航路から来るものともう一つ浦安の湊筋から来るものと二箇所の航路を考えております。交流広場の中には直売所を考えております。それからこの部分に関しては沖合いの干潟へのアクセスのための連絡橋を考えております。そして、1 丁目から 3 丁目まで繋がる遊歩道を整備していきたいと思っております。漁業者が使う部分と市民利用の部分とを分けて、漁港内で混在しないように考えております。市民利用施設の位置という部分で、塩浜駅、それから湾岸道路とのアクセスを考えたときに利便性から考えればこちらということはございますが、先ほどのコンセプト、干潟との一体利用ということ、それから現在市川漁港を利用しているなかで漁港整備を行っていかなくてはならないということから、まず最初に受入れ施設を造らなくてはならないということから、現在空いているこの西側ゾーンにまず係留施設を造って、それから徐々に移動しながら施工していきたいと考えております。航路につきましては漁船の部分と市民利用の部分とを分けるということから、市民利用をこちらとした場合は航路を浚渫するとか、漁港内を通らなくてはならないということから、このような案となりました。以上のことから平面計画の市民利用施設につきましては原案どおりこのような配置としたいと考えております。次に防波堤の総延長がこの三箇所で約 800 メートルあり閉塞感が強い、配置や形状など何か工夫できないかというご提案についてです。防波堤計画についてですが、まず防波堤の主な機能としましては港内の静穏度の向上、そして航路及び泊地の水深の維持があります。まずこの機能を果たすことが第一目標になります。そして機能を維持しながら環境面や景観面などを考慮することは言うまでもなく、十分検討していかなければならないと考えております。そして国の補助により施工してまいりますので、このため国の特定漁港漁場整備事業の補助採択に必要な経済性、安全性につきましても考慮する必要があります。一般的に防波堤を曲線にした場合、港内静穏度の関係で防波堤が長くなり経済性に劣ることになると考えられま

す。まず市川漁港の特徴ですが、こちらに干潟があるということで、航路が市川水路ということになります。漁港区域が東西に約 970 メートル、南北に約 200 メートルと非常に薄べったい形状であるということ、そのために漁港施設用地や漁船泊地をとると防波堤を配置する区域がどうしても横長になってしまう、縦方向はどうしても限られてしまうということになります。それから護岸に沿って潮流がありますので、この潮流をできる限り阻害しないように配置することが必要と考えております。以上のことから防波堤の形状は現行案とさせていただきますが、防波堤の長さにつきましては波除堤を設けることで港内の静穏度が確保できたことによって、3 月にお見せしたものと比べると東防波堤が約 100 メートルほど短くなりまして、防波堤の延長が約 717 メートルとなっております。次に防波堤の構造ですが、安全性や経済性、漁場への負荷、施工性に加え漁業者から防波堤外側の反射波が心配だというご意見等を伺いまして、また景観についても考慮しつつ検討しました。その中で今回ご報告しますジャケット式防波堤が良いのではないかとということでご提案させていただきます。ジャケット式防波堤は主として海底の石油やガス開発用の海上プラットフォームの下部構造物として開発、建設されてきました。水深が深く、海象や気象条件の厳しい海域で洋上の建設作業を短くするために、陸上で製作された立体のトラス構造物、これをジャケットと呼ぶのですが、これを設置する海域に据付け、その脚に鋼管杭を打込んで海底地盤に固定し、杭とジャケットを溶接して一体化させて外力に抵抗する構造形式です。優れている点として、まず安全性としましては、低反射対応の構造にし易く安全に優れていること、杭基礎が支持地盤まで打ち込まれているため、必要な杭の支持力を得ることができることなどです。漁場への負荷としましては、杭基礎のため、海上地盤の攪拌が少なくすむこと、それから海上施工期間、ジャケットは工場製作しますので海上での工期が少なくすむことなどです。経済性としましては重力式に比べ地盤改良の必要がなく経済的に優れていること、二重矢板式に比べて基礎部分の矢板の杭の鋼材使用量が少なく経済的に優れている点です。景観面につきましてもデザインの自由度が他の工法に比べて高いということも良い点と考えております。例として、ジャケット式防波堤ですが、静岡県沼津市の内浦漁港のジャケット式防波堤の写真です。防波堤の延長は 75 メートルです。鋼管立体トラスというジャケット構造を防波版式防波堤と組み合わせた構造です。防波堤のタイプ 1、消波型という、反射波に対する不安の声がありますのでこのような形状が反射波に効果があると考えております。こちらが標準的なタイプです。防波堤の景観イメージですが、デザインの自由度が高いと申し上げたところですが、これは着色案ということで、製品にするときに着色して、ライトブルーやレモンイエローに着色することも考えられます。次は防波堤に開口部を設けて日光等を透過させる案です。開口部にはアクリル板や強化ガラスを設置して防波堤の機能は維持します。次にこれは内側、陸側に壁面を設けた港内壁案です。これも着色や開口部を設けることが可能ですので景観に関する対応ができると考えております。以上の結果、防波堤の整備方法につきましてはジャケット式が良いのではないかと考えておまして、景観のつきましては安全性や経済性を考慮した中で防波

堤の着色や開口等の方法を使いまして、実施設計までには決定していきたいと考えております。以上です。

西村座長

ありがとうございました。計画案としては変わりがないと、若干短くなったということですね。どうぞ、いろいろご意見がお待ちしております。

丹藤委員

デザインがされていなくてがっかりします、どこまでいっても。なぜレモンイエローとかライトブルーという色が出てきてしまうのでしょうか。

川口委員

私はデザインの仕事を長く勤めてきたので、今の資料を見て完成予想図が頭に浮かぶのです。今の説明ではパワーポイントを使って説明していただきましたが、人間の目線もいろいろな角度からコンピュータですぐに作成できますので、それで皆さんにも説明してやっていただきたい。例えばハーバーの、漁業者の位置から見たハーバー、それも満潮の時と干潮の時、それから海側から見て二方向なり三次元で干潮の時と満潮の時と、それからその人間の目線、それから船が入った時のハーバーの中のところとか、そういう方法でやっていただくと皆さん一様に驚きますよ、このデザインですと。丹藤さんのお話にも出ましたが工夫がないのです。業者が描いた画をそのまま出しているのではないかという気がします。風呂田先生は今日はお見えではありませんが、三番瀬の中でこの漁港の持つ意味というのはかなりウエイトが高いと思うのです、親水性から言っても、今さかんに地産地消といっていますから。ここで漁獲されたものが市川市民にとってもあるいは遠来から来る人達にもとても楽しみな場所になるはずの港がこのような機械工場の片隅にいるような漁港になってしまっているのかというのが僕の率直な意見です。ですからこれで皆さんが良いのであれば僕はこれ以上申し上げることはございません。ですから親切な説明をしていただきたい、パースを制作していただきたい。今はパソコンで作業をすれば即座に三次元のパースを制作することができます。それをいろいろな角度から見せてください。交流広場にしても漁協側に、船がたくさん入った時、いなくなった時。それと航路の動線を表示した図面をご覧ください。これは動線が、漁船と三番瀬の他の船と動線が分かっているようになっていますけれども一番左で交わっていますが、これはどうするのですか。この交わったところの処理はどうするのですか。中に行って分かれてもここで交わっていたら意味がないと思いますがどう説明しますか。

西村座長

どうですか、どうぞ。

事務局（森川）

今の川口委員のご質問ですが、基本的に航路、漁港区域から外れた航路については一般船舶も漁船も同じ航路を使うこととなります。ただ漁港区域内で漁船と一般船舶とが共存することは避けたいということで配置を決めたものです。

川口委員

いいですか、今の森川課長の説明はそれは合っているんです。ただそこに来たときは漁港の手前で交わるわけですね。だからそこに、いつも僕は江ノ島の例などを挙げながら話しているのですが、そこでトラブルが起こるのです、漁船と一般船舶の。だからもうそこに集中して来るわけです。一般航路ではいろいろな船が行き来しているわけですが、漁港に入る手前で交わる部分が出てしまうということはそこに集中するわけです、事故が起こる元になります。ハーバーを造る人、漁港を造る人であればそれは初歩的な問題になると思うのですが、だからそういう点もしっかり検討しておかなくてはならないと思います。

事務局（森川）

三番瀬関連船舶というのは限られた船舶というふうに私どもは考えています。一般船舶といっても第三者的な船がここに入ることは想定しておりません。そのの漕筋、航路を使用するのは漁船と限られた船舶と考えております。

川口委員

限られた船舶というのはどういう船舶を指しているのですか。

事務局（森川）

今ご説明した中では三番瀬関連船舶というのはせいぜい5隻、多くてもそのくらいしか利用できないのではないかと思います。ですからプレジャーボート等のレジャー船がそこに入ってくることは想定しておりません。

川口委員

それはなくなったんですか、前はそういう話があったものですか。

事務局（森川）

前はプレジャーボート対策としてどこかに係留しなくてはならないということで、漁港整備の中でそれも考えていこうということでした。今回はあくまでも三番瀬の関連船舶ということで考えております。

西村座長

プレジャーボートはどこに行くのですか。

事務局（森川）

プレジャーボートは現在市川水路で漁協さんが運営している棧橋とか、隣の船橋市にもあるのですが、そういう所でプレジャーボートは係留していただきます。

西村座長

今のままということですか。

事務局（森川）

はい。

西村座長

他にご意見は。

歌代委員

堤防の話から外れても良いでしょうか。

西村座長

それは待ってください。堤防の話からやりましょう。これはどのようなタイミングになるのですか、今、基本設計が終って今年度中に実施設計で来年度から工事という感じですか。

事務局（森川）

実施設計はまだ今年度は予算を確保していませんものですから、今はまだ基本設計の段階です。来年度の9月補正か当初かで予算措置して実施設計をしたいと。

川口委員

もう一回いいですか、先ほど言ったパースは出せますか、これはすぐできるんで、パソコンでやれば。

西村座長

歌代さんどうぞ。

歌代委員

さっきの前面の強化ガラスとかアクリル板とか、ずいぶん高いものにつくのではないですか、そういうことも考慮しているのか、それからそういうものを実際にやったところはあるのかどうか、そういう写真などがあつたら見せていただきたい。それから田舎の漁村ではないのだから、画になる、格好良いものにしていただきたい。景観の良いものをお願いします。

川口委員

及川さんに質問があるのですが、行徳と南行徳の漁師さんは台風のとくに船を上に掲げるという思想はないのですか。どこの漁港でも大嵐のときはウインチで揚げますけれど、全部漁港の中で台風をかわそうという発想だけなのですか。

及川委員

今、行徳と南行徳に分かれていますので、ウチのほうは揚げられないことはありませんけれども、行徳さんのほうは揚げる場所はありません。今は現実には台風などのときには船の舳りを多くとるとか、そういうことで対応しています。

川口委員

今はたぶん引き揚げるスペースがないから A.P.5.4メートルと天場が高くなってしまっていると思うのです。普通的时候はこんなに高くなくていいわけですが、台風の高波でない限りは。だからその発想を変えられればこの 5.4メートルが干潮になったときに、たとえ全長が 100メートル減ったとしても、このあいだ丹藤さんも府中刑務所みたいだと例えていらっしやいましたが、本当にそのようになってしまいます、このままできたとしたら。日本中で三番瀬の再生をどうしようかと注目を浴びながら会議をしていて、この案を出して、いろいろな人が見ているいろいろな意見を言うと思います。全面的な賛成などということはないのですけれども、いろいろな人の批判にさらされてなお耐え得るだけのものにしておかないと、なんだこれはと言われたときにどうするのかという、それは機能性と構造上の問

題、それと経済性の問題はこの案はクリアできると思うのですが、美しさや親水性、長い間人に親しまれる漁港になるかというとはなはだ疑問だという点でお話しています。

及川委員

我々漁業者からしますと、今川口委員から高さは必要ないのではないかという意見もありましたけれども、現在よりはどのくらい上がるのですか、現在の防波堤より。

事務局（森川）

造った当時はA.P プラス 5メートルで、今回もA.P プラス 5メートルで同じです。ただ現在の防波堤は下がっていますので、プラス 50センチメートルほど上がります。

及川委員

現在の高さと一緒に、あれより低くはできません、皆さんは南風あるいは南西の風が一番奥だから波が立たないのではないかとのお考えをお持ちなのではないかと思うのですが、台風はもちろんそれ以外でも波はかなり立ちます。この図面をご覧ください、我々が主張したのは中央の船が出入りするところ、そこがコンクリート板だと三角波が立つといけないので、ここの 150メートルですか、できれば全面そうしていただきたいのですが、とりあえず漁船が出入りするところだけは消波型にしなくてはダメだということを強く主張しました。東側については浅いところもあるので問題はないと思うのですが、今まで我々が船を係留していてやはり高波による被害が多いので、高波が越堤しないこととある程度風が吹いて波が立ってきても漁船が楽に入れるように、底引きなどの大きい船は市川航路から、東側のほうから、左のほうから入ってきますのでさほど問題はないかもしれませんが、小さい船は上のほうから、青い矢印ですね、そこから入ってくるのでその辺が一番三角波が立つと入りづらいものですから、その辺のことを組合としては特に要望しました。形状については我々は特に意見はありませんが、とにかく波が、漁港内はもちろんですが出入り口に三角波が立たないことを第一として組合の考えとして市川市側に主張しました。

西村座長

確認ですが、ここが海底面ですか、で、この辺に水面がくると、ここは海底下の杭ですね。こちら側からはこれが見えると、それがこう並んでいると。また並んでいないと困るのですが。

佐々木委員

ちょっといいですか。三点ほどあるんですが、まず三番瀬関連船舶というのはどういう船舶が多いのでしょうか。

事務局（森川）

今考えていますのは研究用の船舶、あとはこの三番瀬の自然を観察するための船舶、ですから一般の船舶とは違ったものと考えています。

西村座長

子どもたちを乗せて見学会をしたりとかですか。

佐々木委員

なるほど、しかしそれにしても大きいように思われますが。

事務局（森川）

中で船舶が回転するスペースが必要になりますのでそれを考えるとまだこれでも狭いくらいです。

佐々木委員

それと以前に棧橋というか連絡橋の話が出ていたと思うのですが、これはどのように考えているのかということと、CG をご覧ください、これは工場生産するのはどの部分なのでしょうか。この茶色の地盤から上の部分ですか。

事務局（森川）

茶色から下は杭打ちで打ち込むものですから、そこから上の部分を工場生産ということになります。

佐々木委員

ということはこの上に乗せているということですか。

事務局（森川）

乗せてその中にガイドとして鋼管杭を打ち込むということです。

佐々木委員

自由に加工できる板というのはこの両面の板のことですか、これはいわゆるコンクリートで、工場ですべて加工してはめ込むというイメージでしょうか。はい分かりました。

西村座長

そこはあまり変に丸とか三角とかにしないで、あっさりやったほうがいいと思います。どっしりと。

歌代委員

150メートルの船の出入りのところはそれを要望しているというわけですね、消波型という。

及川委員

そうです。

佐々木委員

消波型でももう少し考えれば景観に合わせた形は可能ではないかと思います。今のところは芸がないというか。

事務局（森川）

お見せした画は標準タイプとスリット、消波タイプとです。丸とか三角というと突拍子もないものになってしまいますけれども、沖側も港内、漁港側も貼り付けるものですから、その中で細工することは十分に可能ではないかと考えております。

佐々木委員

連絡橋について教えてください、どのような構造になるのですか。

事務局（森川）

先ほどご覧いただきました、交流ゾーンから防波堤の上を越えて干潟へ降りるといふ、橋

形式を考えています。

歌代委員

昔の橋みたいな。

事務局（森川）

高さはかなりとらなければなりません。

佐々木委員

あの上に10メートル、15メートル、もっとかもしれないけれど、またぐわけですね。

川口委員

船が通るから相当高くしないといけないわけですね。こちらから回って行ってこの縁を歩けるようにはできないのかな、かなり親水性が出る。僕が言っているのは干潮の時のことです。歩いて行ける。

及川委員

そこについては右側も船が出入りしますからある程度掘り下げないといけません。

西村座長

あとはどうですか。

東委員

これは何人くらいの人があることを想定しているのですか。駐車場もないし駐輪場もないし、どういうふうに人が来てどうするのかよく分からないのでそれを教えてください。

事務局（森川）

ここに人が来るのは干潟の活用の中でどうするかという話の流れであり、今の漁港整備の中で人をどうするか、何人来るかということは考えておりません。漁業者の利用の中で、あるいは一般の三番瀬関連の利用者ということで、それほど多くなることは想定しておりません。

東委員

干潟の活用というところでそういう話を議論する場があるという理解でよいですか。

事務局（森川）

干潟の活用につきましては漁業権がある場所ですから、漁業権を活かし、漁協さんがそれをどう活用していくかということになるかと思います。しかし市民の皆さんが干潟に行くのにアクセスがないものですから今回の漁港整備の中でアクセスを確保しようということです。一番はやはり干潟に一般市民が行くということは今の状況では行けない状況です。ましてや漁業権がある場所ですからそこで採取もできない、その中でどう活用していくかという話になるかと思います。

歌代委員

はい。

西村座長

どうぞ。

歌代委員

だけれど地産地消という観点で、ここで人を呼び込もうという計画もあるわけですよね、だからそういうところも一緒に考えていかななくてはならないと思います。

事務局（森川）

直売所という施設は漁港の中で整備する予定です。駐車場もゼロではございません。交流広場のほうで数台、漁港のほうにも何十台という駐車スペースは確保します。ただ干潟活用等でイベント的な催し物をやるとなると今の駐車台数では当然不足するでしょうから、例えば干潟活用の際には置場を臨時的に活用するとか。

歌代委員

だから言ってくれればいいんだよ。

川口委員

ちょっといいですか、そうすると課長、今の話で限定してしまうと B/C が 1 を超えられませんか、87 の漁業者だけの利用ということで、やはり相当 1 を超えるのは難しくなると思います。もっと市民が使えるというメリットを付加させないとかなり厳しいのではないかと思います。だから今東さんが指摘したように交流に際して自転車だとか、ここは交通のアクセスが悪い所ですから車の問題も出ると思うし、87 人だけで B/C が 1 をクリアするのはちょっと、かなり懸念します。その辺はいかがですか。

事務局（森川）

もちろんおっしゃるとおり漁業者だけで、漁港だけで B/C が 1 を超えるのは難しい、その中でどうするかということで交流広場等を設けますことから、今試算しているところでは 1 以上、超えています。

東委員

もう少しいいですか。

西村座長

はい、どうぞ。

東委員

『基本計画・ゾーニング』の一番最後に『周辺環境を生かした施設整備』という中での最後に『東浜人工干潟と連携するための施設整備』とあるのですが、何のことかよく分からないのですが、どのようなイメージなのですか。

事務局（森川）

図面でブルーの破線ですが、市川市の東浜地先、船橋海浜公園の隣にあるのですが、そこに人工的な干潟が整備されていて、そこに三番瀬再生検討委員会でも当時出ていたと思うのですが、特定の所に船舶の係留場所を将来設けようかと、その場所との連絡が図れるのではないかとということでイメージしています。

東委員

渡し舟みたいなものですか。

事務局（森川）

そうですね、例えばですが。後ほどですがこの東浜の件につきましても今回の報告事項に入っております。

西村座長

他はいかがでしょうか。これも後で説明があるかもしれませんが、漁港の陸側に管理用道路があるのですね、7メートルか8メートルくらいの。何かのときはそういうところも、路上駐車というか、かなり余裕があるわけですよね、やっていいかどうかは別だけれど。何か非常のときには。

及川委員

あそこは駐車余地にはなっていないです。

西村座長

なっていないですね。

川口委員

ちょっと質問ですけど、この市川航路を利用している船舶というのは年間どのくらいあって、浚渫が必要なくらいだから、どのくらいの大きさの船が年間どのくらい通っているのですか。それはつかんでいないですか。

事務局（森川）

トン数は分からないのですが、年間1万3千隻程度という数字だったと思います。かなり利用船舶は多いと聞いております。

西村座長

はい、丹藤さんどうぞ。

丹藤委員

実施設計は来年度からということでしたけれど、ここに来る構造物、漁協の建物とか交流広場の躯体の構造物、その設計はこの同じ設計者がやるのですか。ペンキを塗ってレモンイエローというセンスの人たちにそれをやられると非常に不可思議なものができると思うのですが、教えてください。

事務局（森川）

市で用意できるものは施設用地までで、そこに建物を建てる部分については漁協さんのほうの事業でやってもらうという形になると思います。

丹藤委員

橋、橋。

事務局（森川）

橋は今後どうするか、市が全部負担するのか漁協さんも負担してもらうかというふうなところですね。

歌代委員

撤去もあるんだからね。

事務局（森川）

それも今後また漁協さんと話していかななくてはならないところです。実施設計につきましては入札という形になるものですから、必ずしもこの業者が行うかまたやらないのかというのはこの段階では分かりません。

丹藤委員

入札は安ければいいのですか、それとも設計能力まで問うのですか。センスまで問うのですか。

事務局（森川）

センスというか、それは仕様書の中で満足したものであれば価格競争になってしまうと思います。

西村座長

おそらく実績とかがあって、その上での価格競争というのが一般的なやり方だと思います。ですから気になるところは希望として言って、要件とかがどうかと。ただ市さんのほうも入札の門戸を広げるとかありますからできることとできないことということはあると思いますけれども、デザイン性をどこまで入れるかというのは話し合いで、希望としてそういうことをプラスアルファできないかということ、それをどこまで汲み取れるかというのは意見としては言えると思います。

川口委員

今の丹藤さんのお話の中でプロポーザルの仕方っているいろいろありますよ。提案してもらって。

西村座長

やり方がプロポーザルであるか一般競争入札でやるかそもそも入口でどうするかということで、プロポーザルでできないかという提案も一つあると思います。

川口委員

そういうことですね、値段だけでやってしまってもデザインの世界はそういうものでもないってところがありますから、だからやはり5社でも7社でも10社でも提案してくださいと、その中から審査した上で決めますっていうやり方も当然こういう場合ですから、考えたほうがいいのかというふうに思いました。

西村座長

どうぞ。

東委員

一つだけ。ちょっと鳥の話をしたいのです。シギチドリ、その黄色い干潟の部分ですね、シギチドリという鳥、鳥のグループがいます。春に北へ向かって、シベリアから北極海沿岸へ向かって東南アジアとかオーストラリアから飛んで行く群れが日本各地へ寄ってエネルギーを補給してシベリアとか北極海沿岸まで行くのです。秋は逆に北極海沿岸から東南アジアあるいはオーストラリアのほうまで行くために日本を経由するわけです。その黄色

い部分というのがそれなりに大事な場所です。今日本では残念ながら千を超えるシギチドリがシーズンに数を数えられる場所というのは20箇所前後くらいしかないのです。そのうち東京湾の湾奥というのは非常に大事な所で、大体三千羽前後、この三番瀬の地域にはシギチドリ、通過の時に入ります。で一番好きな場所は現状では船橋三番瀬海浜公園なのですけれどもゴールデンウィークなどには何万人も人が出ますからいる場所がなくなるのでその黄色い部分が重要な場所になります。それからあとは谷津干潟です。一部がおそらく葛西の東、それから一部が江戸川放水路に入ります。数を数えていると黄色い部分には多いと千数百羽、少ないときで七百羽くらいは入る場所なので、先ほどの話を聞いて安心したのですけれども、大勢の人が入ると困ったな、と思ったのですけれども、そのような配慮がされるのであれば安心かな、ということなのです。

西村座長

はい、他に何か。たしかにデザインには気をつけてもらいたいな、と。あとは今見せてもらった、こちら側から見ると柱が林立するみたいなものはちょっと護岸という雰囲気からするとイメージから遠いですね、もう少しいいものであってほしいな、と。それと干潟に行く橋はすごく重要になりそうなのでそのところがうまくデザインされると魅力的になると思うのです。ですからそういうところのデザインだけでもプロポーザルか何かで考えさせて、そういうところも含めて業者を選ぶとか、工夫をしてもらおうと面白いものができるかもしれないです。それでは次に(エ)から(キ)まで、最後までまとめてご説明いただいて質疑を行いたいと思います。どうぞ。

事務局(栗林)

では私のほうからは(エ)の地域コミュニティゾーン整備事業についてご報告させていただきます。地域コミュニティゾーン整備担当室、栗林といたします。資料12ページ、13ページをご覧ください。順番が逆になっておりまして、13ページからお願いします。平成21年度に市のほうで撮りました航空写真です。平成18年にここに関わる関係者ということで県と市と自治会の代表のかたと地権者の代表のかたとでこの処理場全体、約48ヘクタールあるのですが、処理場は30ヘクタールくらいしか要らないというお話になりまして、約210名の地権者のかたからアンケートを数回取った中で、ここの全体の土地利用について検討会を半年の間に6回ほど開催してゾーニングを行いました。その結果がこの図面にありますように、右上の白く囲ってあるところが地域コミュニティゾーンになります。約3.3ヘクタールございます。真ん中のT字型に囲ってあるところが江戸川第一終末処理場で約30.3ヘクタール、左側の地権者土地活用ゾーン⑦ブロックが約5.8ヘクタール、ちょっと離れて右側に⑧ブロック、こちらが約6.2ヘクタールございます。先ほど48ヘクタールと言いましたけれども残りの面積については湾岸道路に沿って防潮堤となっております、これが約1ヘクタールほどございます。このような土地利用についてのゾーニングが先ほど申しました関係者の間で検討した結果、合意されまして、今現在この計画の実現に向けて計画が進んでいるところでございます。そのうち私も市が担当している地域コミュニティ

ゾーンでございますが、約 3.3 ヘクタールあり、これまで用地買収を先行して進めてまいりました。本日のご報告の主なものなのですが、12 ページをご覧ください、6 月 22 日現在で市が土地開発公社の先行買収で取得している土地がこの 12 ページの薄い緑色で示しているところです。白いところにつきましては地権者さんのご事情もありますし、事業そのものには賛成していただいているのですが、市が提示している価格等について折り合いがつかないような事情もありましてこのような状況になっております。全体の取得しなくてはならない土地のうち 80.92 パーセントという状況でございます。件数でいいますと全体で共有も含めて 21 件の地権者のかたがいらっしゃいまして、これまでに 16 件のかたのご了解を得ているという状況です。残りのかたにつきましては税の控除の関係で来年にならないと売れないというかたもいらっしゃいますので、取得率についてはもう少し上がっていくものと見込んでおります。次にまた 13 ページをご覧ください、県の用地買収について問い合わせをしてみました。場所については教えていただけなかったのですが、全体で 45 パーセントを取得しているとのこと。そのうち市街地側の左のほう、一期地区と表示されていますけれども、この部分につきましては、今第二終末処理場の稼働率が 80 パーセントを超えるような状況で、外かん道路や 3・4・18 号の都市計画道路が整備されて市川幹線、松戸幹線の汚水が入って来ますと第二終末処理場では支えきれなくなりますので県としても急いでおりまして、この一期地区約 10 ヘクタールについて集中的に用地買収を進めて、できれば工事に着手したいというお話です。ここの取得率が 67 パーセントになっております。この数字には市が所有する赤道青道がカウントされておりませんので実質のパーセンテージはもっと高い数字となります。私のほうからは以上でございます。

西村座長

では続いて。

事務局（森川）

臨海整備課の森川でございます、私からは（オ）の「東浜 1 丁目地先の人工干潟に係る現状について」と（カ）の「県事業の動向（市川航路の浚渫計画）について」をご報告させていただきます。始めに 14 ページ、資料 5 の東浜 1 丁目地先の人工干潟に係る現状についてでございます。最初に次の 15 ページ、A3 サイズの位置図をお開き願いたいと思います。場所は東浜の 1 丁目地先で船橋市の潮見町との行政界となります。船橋市側の砂浜や干潟と一体となった形状を成しているところでございます。規模は、これは航空写真から推測した面積でございますけれども、市川市側で砂浜が約 3.8 ヘクタール、干潟が約 12 ヘクタール、合計で 15.8 ヘクタール。船橋側が砂浜が約 2.8 ヘクタール、干潟が約 22 ヘクタールの合計 24.8 ヘクタールで全体では約 40.6 ヘクタール程度ではないかと考えております。前の 14 ページにお戻りください、まず経緯としましてはこの市川市東浜 1 丁目地先及び船橋市潮見町地先の砂浜及び干潟ですが、企業庁が昭和 54 年度から 56 年度にかけて現在の市川航路の浚渫土砂を使用しまして、京葉港二期土地造成までの期間として干潟を造成し潮干狩場として活用してきたものでございます。この砂浜及び干潟については企業庁が港

湾管理者から占用許可を得て設置しておりまして、当時その管理運営には船橋市及び市川市と協議しております。当時市川市としましては後背地に公共施設用地もなく、すでに船橋のほうでは用地が確保されておりまして、砂浜や干潟を含めたレクリエーション施設として計画されていたことから、企業庁が船橋市に管理を委託するのはやむを得ないという判断を当時はしております。今回、企業庁では造成事業部門が平成 24 年度で収束することから、この東浜 1 丁目地先及び船橋市潮見町地先の護岸や突堤を含む人工干潟を平成 24 年度末までに関係する機関に移管する必要があるということでございます。当時前提としておりました京葉港二期土地造成が中止となったこともありまして、改めて市川市としましてはこの東浜地先の人工干潟について方針を確認したものでございます。この東浜地先の人工干潟は唯一市川市で海に接することができる場所でありまして、現場は海浜植物や底生生物など自然豊かな場所となっております。さらに今回は市川市長も代わったことから改めて行政経営会議等に諮りまして市川市としてこの東浜 1 丁目地先の突堤を含む人工干潟について帰属を受ける方針を決定したものでございます。そこで早速平成 22 年 5 月 19 日には船橋市へ、そして 5 月 21 日には企業庁へ伺いまして、それぞれに市川市の移管、帰属を受けるという方針をお伝えしたところでございます。船橋市としましては内部で検討して市川市に連絡すると、また企業庁はこの段階ではすでに突堤を含めて一体で船橋市へ移管する考えであったということの中で市川市の要請を受けて内部で検討するというお返事をいただいております。次に(カ)の県事業の動向でございます。市川航路の浚渫計画でございますが、16 ページの資料 6 をご覧いただきたいと思っております。市川航路につきましては地元工業会から毎年のように浚渫の要望書が提出されております。今回は先ほども言いましたように企業庁が平成 24 年度に造成事業部門を収束されるということでこの市川航路につきましても平成 21 年度から 23 年度の 3 箇年で幅 200 メートル水深 6.5 メートルを確保するための浚渫が計画されたものでございます。17 ページの図面を開いていただきたいと思っております、右側が江戸川放水路側になります、右上に方位が示してあるのですが、ここが塩浜 1 丁目の突端の部分になります。浚渫場所ですけれども紫色の斜線箇所が平成 21 年度に実施した場所です。そして赤の斜線箇所が平成 22 年度、青の斜線箇所が平成 23 年度に予定しているところでございます。もう一度 16 ページにお戻りください、平成 21 年度につきましても約 2 万 9 千立方メートルが浚渫されまして浦安沖に投入されたということでございます。平成 22 年度は約 16 万立方メートルの浚渫を予定しておりまして浦安沖へ投入する予定だということと同っております。平成 23 年度は約 10 万立方メートルの浚渫予定ということでございます。そこでこのような情報を得たということでこの大量の土砂が発生するということで三番瀬の干潟化や漁場改善の覆砂への活用を県等へ働きかけていこうということでございます。以上でございます。

西村座長

はい、ありがとうございます。続いて(キ)ですね。

事務局(片田)

臨海整備課、片田です。続きまして(キ)の説明に入る前に先ほど川口委員のほうから三番瀬再生実現化試験計画等検討委員会の名簿を、ということで、今お配りいたします。なお、名簿自体が県の人事異動の関係で、完全な形でできておりませんので昨日の第15回の委員会の出欠者名簿をお渡ししますのでご参考にしていただきたいと思います。それでは説明に入りたいと思います。資料7、18ページと19ページになります。18ページにつきましては塩浜1丁目護岸の背後地の計画図になります。上の部分が現況の図面です。下段が今後海側の護岸が整備された後に市川市でやるべき遊歩道等の構造、横断図を示しております。主な概要としましては現状より遊歩道を広くっております。

事務局(森川)

この塩浜1丁目後背地の断面図について補足説明させていただきます、先ほど漁港の後背地も含めましてこの1丁目の概要説明をしたのですが、現在この断面図を見ますと護岸敷が6メートル50程度ございます。車道、道路部分でございますが片側、工場側に約3.5メートルの歩道、15.5メートルの車道がございます、これは片側2車線の4車線の構造になっております。これを片側1車線の車道構造にしまして海側に遊歩道を整備するという計画でございます。どうしても護岸と合わせた中で遊歩道を整備するという計画でございます、現在の護岸敷よりも約50センチメートル程度高く盛りまして、さらに護岸高につきましては5.65、これは2丁目護岸でやっている護岸高ですけれども、5.65という高さにして高潮対策に対応すると、ここに先ほど駐車場等というお話があったのですけれども、この遊歩道の整備の中で駐車場、駐輪場を整備すると、ですからある部分には駐車場スペースを設けるといふような計画をこの中では考えております。以上でございます。

事務局(片田)

次に19ページなのですけれども、これも前回の懇談会の中で塩浜地区整備事業の中の第一期先行地区事業区域について説明させていただきましたが、換地想定図の現状との比較について分かりにくい資料であったため現状と換地想定との比較ができる図面を添付させていただきました。以上でございます。

西村座長

ありがとうございました。ということで残りの分を説明していただきましたが何かあれば、はい、東さん。

東委員

まず資料6の県事業の動向(市川航路の浚渫計画)について、16ページの資料なのですが、21年度実績で2万9千立方メートルを浚渫して浦安の深いところに投入したと、22年度23年度で合計26万立方メートルということになりますね、で次の2番なのですけれども市川航路の浚渫土砂を塩浜護岸前面の干潟化や漁場改善に伴う覆砂に活用するように働きかける、ここをもう少し詳しく説明してほしいということが一つ。それから資料7、18ページ、1丁目の断面図です、これはうれしいと思います。前からこの道路については道路幅がかなり広く、しかしながら大きなトラックが両側に並んで停まっていて、有効に利用されて

いるのは一車線という状況なのです。けれどもそれが整理されるならばここを一車線にして、その分を管理用スペースとして、これを陸側に寄せて、その分の現在の管理用スペースを削りながら傾斜護岸を造ってくれたら一番良いと思っております。それは別として、この海側の駐車場、駐輪場、遊歩道、これを大きく幅をとっていただくことはとてもすばらしいというふうに思っています。ただ現状としては大きなトラックが道路をふさいでいる状況があるのです。ここが心配になって質問させていただきます、以上です。

西村座長

はい、二点です。お願いします。

事務局（森川）

最初の浚渫土砂の活用についてでございます、市川市としましては常々三番瀬の再生については護岸前面においては干潟化ということを要望してまいりました。その中の一番身近な、しかもひょっとしたら三番瀬から落ちたのかもしれない砂が出るわけですから、それを活用しない手はないだろうと、当然他から砂を持ってくるより一番身近な土砂ですから、それを何とか活用した中での干潟化がベストだろうということでこの三番瀬の再生を、また漁場改善のほうでございますけれども、これも三番瀬漁場再生検討委員会の中で検討されていますけれども覆砂ということも考えております。この覆砂にもやはり一番身近な土砂を使ってもらうのがベストだろうということでこれを働きかけていきたいという考えでございます。それと塩浜 1 丁目護岸の件でございますけれども、確かに今 4 車線あって両側、陸側海側とも大型トラックが停車しておりまして、ほとんど有効に使えるのは片側 1 車線だけで、調べたところほとんど運送屋さんの車でございます。運転手はほとんどそこに乗っていたりしている状況です。これは企業と協議をさせていただくのですが、そういう車についてはできるだけ企業の敷地内に、当然企業に用があって来る車だと思っておりますから、それは企業の中で対応してもらいたいと考えております。ただ、そうは言っても多少駐車スペースは作るのですけれども大型車両に対応するための駐車スペースとは考えておりませんので、それについては地元の企業と協議していった対策をとっていきたいと考えております。

佐野委員

はい、今の二点目のほうはぜひよろしくお願ひいたします。覆砂やあるいは干潟化なのですけれどもあくまで順応的管理というか、少しずつ少しずつというのが僕は基本だと思っております。それを考えると例えば 22 年度の 16 万立方メートルというのを計算してみたのですけれども厚さ 40 センチメートルで覆砂すると 20 メートル幅で 2 キロメートルという広大な場所を一気に土砂を盛るということになってしまうのです。これはやはりどう考えても順応的管理の範囲を超えているのです。私の個人的意見ですけれども、やはり慎重にさせていただきたいというふうに思います。以上です。

西村座長

はい、川口さん。

川口委員

今の浚渫土砂を埋めるというのは浦安の埋立をするときに深くなったところを埋めるということですよ。

東委員

いや、将来は、この二年分については市川市で働きかけると。

川口委員

21年度は、今はそうですよね。だから青潮対策にもなるし漁場再生にも役に立つことをやるわけですね。それと資料7で真ん中の樹木と左側の樹木とをなぜ変えているのですか。どういう意味があるのですか。左側は松をイメージしているのですか。

事務局（森川）

既存の緑地帯をイメージしたものです。現状は松林となっております。

西村座長

他に何かありますでしょうか、はい、丹藤さん。

丹藤委員

地域コミュニティゾーンについてなのですが、こういう工事は百パーセント買収が終らないと始められないものなのでしょうか。

事務局（栗林）

処理場のほうでしょうか、地域コミュニティゾーンのほうでしょうか。

丹藤委員

両方です。

事務局（栗林）

両方ですか、地域コミュニティゾーンについては市の方針としては用地買収が全て終らなくても地主さんが事業に協力していただけるというところまではご了解を得ておりますので、場合によっては土地を売っていただくのではなく貸していただくとか、無償で使用させていただく、起工承諾というのですが、ご了解を得た上で、ここでは下妙典公園の整備とか運動広場の整備とかを進めていく方針です。あと県のほうですが、これは都市計画事業ですから最終的には収用等も視野に入れて、県はそうは言っておりません、基本的には任意買収で事業を進めていくと言っておりますが、そういう選択肢も残っているかと思っております。

丹藤委員

ありがとうございます。もう一つ、干潟の話なのですが、市川市の干潟と船橋市の干潟が東浜にある。現実的には市川市側というのは海側からのアプローチがない限り船橋の一部にしか見えないわけで、海側からのアプローチを積極的に何かを今後やっていくための布石として市川市が手を上げたという認識でよろしいのでしょうか。

事務局（森川）

まずこの東浜地先、船橋側の地先もそうなのですが、工作物という位置付けです。土地で

はございません。企業庁が港湾管理者から許可を得て、工作物の占用許可を得て活用している、それを船橋市に現在は管理を委託しているという状況です。今回船橋市、市川市の地先の中で東浜の地先については市川市の前面にある干潟で、ましてや三番瀬で市川市が海に接する場所はここしかないということで改めて市川市としてここを移管を受ける。土地につきましては現在は一部この護岸敷に接する市川市の土地がございます。幅 12 メートル程度ですけれども、接する土地はございます。ただ今おっしゃったとおり海側からのアプローチ、三番瀬の交流ゾーンに設けます船舶を、干潟の脇に突堤があるので、その突堤に係留、船が着けられるものができればそこにアクセスができるのではないかと考えています。ですからその二通りのアクセスが可能だろう、というふうに思っています。

川口委員

ちょっとよろしいですか。

西村座長

はい、どうぞ。

川口委員

市川市に移管されると管理は全部市川市でやるのですか。管理費は年間どのくらいかかるのですか。

事務局（森川）

この管理ですが、今まで船橋市さんの管理は清掃ということでございます。というのは活用そのものは現在はしていない。船橋市の潮見町地先は潮干狩り場とかいろいろやっているのですが、ここについてはほとんど手付かず、一部野球場で使っているというのがありますけれども、そういう意味では清掃程度かと。ただ今後の管理や運営については内部での検討、また船橋市さんとも協議していかなくてはならないというふうに考えております。

川口委員

もう一回いいですか。

西村座長

はい。

川口委員

そうすると今はこれは船橋市民も市川市民も、東京からの人たちも使います。あえて市川市がその移管を受ける理由というのは何ですか。

事務局（森川）

これは一つの財産になろうかと思えます、最終的には。今は企業庁が持っている財産です。それを企業庁のほうで事業を収束する中で移管先を探しているわけです。今までの経緯から船橋市さんは引き続き一体で管理したいという希望はありますけれども、市川市で唯一海に接する、市川市がくっついていますので、こういうのは市川市としてはここを移管を受けようということでございます。

西村座長

はい、佐野さんお願いします。

佐野委員

その東浜なのですけれども、前に円卓会議のときにも少し話題になったと思うのですけれども、あそこの船橋の三番瀬海浜公園のスポーツ施設をですね、例えば一部止めにするといえますか、そういった形で、あそこに潮入の湿地を造るみたいな、そんなプランを検討したこともありました。そのときに東浜が話題になったのですけれども、課長がおっしゃったように野球場があって利用されていると、というのは船橋市の野球チームが使っているということだろうと思うのです。将来的に市川市が管理するということになったときには当然船橋の野球チームの利用はなくなっていく。そうなるのであれば今野球場になっているところはどうかという話になるのですけれども、あそこは唯一本当に潮入の湿地が簡単に造れる場所なのです。満潮時に多少天候が荒れてですね、波が激しくなって、そうすると今の野球場のところが少し掘れています、そうするとそういう時だけ海水が入ってくるのです。あとは海水が入らない。そうすると塩性湿地ができてきて、今は三番瀬の中で一番あそこが海浜植物が豊かなのです。僕らはこの間調べましたけれども、十種類以上の海浜植物があるのです。そうすると、先ほど市川市の財産になるというお話がありましたけれども、とても大切な僕は三番瀬の再生のひとつの目玉になると良いというふうに思っています。それと海側からの、先ほど丹藤さんがおっしゃったように、陸側からはどうしても船橋市を通過しないとあそこの東浜には行かれないので、ぜひ海側のアプローチ、市川市民が海側から行って東浜にたどり着けるというのはとても大事なことではないかと思っています。

西村座長

ほかにいかがでしょうか。

門田委員

いちばん最後の図面のところで補足説明をいただきたいのですけれども、前半部分で漁港のほうの整備が、これから実施設計とか、少し進んできているのは見えてきているのですけれども、一期の先行地区のほうで漁港の整備とか駅前からの開発とかとうまくスケジュールが合ってくると双方の相乗効果でこの辺の付加価値も上がってくるように思います。前回その区域とか換地とか新しい提案をされているという話があったと思うのですけれども、9箇月ぶりに地権者会議が開かれたとか、そういう説明があったのですけれども、特にこのポイントというのは海側に市さんが土地をとるとか公園をとるとかそういう換地のところが一番大きい話だというふうに理解しています。そのあたり、ただ地権者さんは今実際土地をお使いになられていて、どういうふうな調整状況になっているかということと、地権者さんとの話でどれくらいのスケジュール感をひとつの目安としながら、まだまったくそういうことが無いのか、少しはそういう話がされているのか、そのあたりを教えてくださいませんか。

事務局（森川）

まず換地位置の問題でございます。今回 9 箇月ぶりに地権者会議が開催された中で、事業区域を拡張したいということで進んでいくと、換地位置につきましては従前の、市川市が海側に換地すると、公園についても従前の場所、同意している場所でございます。ですから換地位置そのものは今後もこの合意でいくのではないかと考えています。まちづくりの進捗でございますけれども地権者会議を開催しまして現在その事業認可のための図書の作成にむけた調整をしている状況です。順調に行った場合には事業の施行許可、認可。基盤整備事業には 2 年程度は必要ではないかと考えています。認可、施行後は基盤整備に 2 年くらいで次の土地利用のほう、建物のほうに入るのでないかと考えています。

門田委員

これは個人施行の区画整理で補助などは入らないということでしょうか。

事務局（森川）

今現在は補助を受けないで個人施行でやろうと考えています。

西村座長

何かありますか、他はいかがでしょうか。

川口委員

今、漁港のデザインの話で時間をとってしまったのですけれども資料 3 のところを見ていただいでですね、今、行徳と南行徳と合わせて 87 経営者、ほんとうに少なくなってしまったのです。ですからこの残った人たちをなんとか増やして漁業が続けられる、漁師さんは海の番人、三番瀬をいかにキープしていくかの重要なキーマンですから、漁場再生という問題が特に重要な課題になるのです。この資料 3 を見ると 2 と 3 に将来展望のことが書いてあるのですけれども前に出た資料で見るとノリの生産量などは昭和 41 年頃のピークと比べると 7 分の 1 くらい、アサリに至っては 50 分の 1 くらいしか獲れないのです。これでこれからどうやって及川さんたちの次の世代にバトンタッチができるかということです。だからそのためには漁場再生という問題を最優先にして海の中に干潟が漁場のために必要なのであれば市川市の方針通りに再生干潟を造ってあげる、潮流の問題もそうです。ありとあらゆることを考えてですね、漁業が次世代に成り立つようにぜひお骨折りいただきたいと思います。この会議もそれに協力することは会長以下だれも反対しないと思います。よろしくお願ひしたいと思います。

西村座長

海の再生というのは皆さんの合意です。はい、丹藤さん。

丹藤委員

資料 3 の、今日は漁港のことで森川さんが一生懸命これを理解してもらおうと思ったとおもうのですけれども、何のために、どういう水辺、漁港を整備するかという資料を用意してくださったのですけれども、これは文字の段階ではすごく良いことばかり言っているのです。安全で夢のある効率的で市民が共存してまちづくりと連携する漁港という誰も反対しない良いことばかり言っているのです。それはすばらしいのですけれども形になったと

たんに「これは」と必ずなるのです。我々が設計をしていていつも思っていることは、デザインをやっていて出来上がってしまったら出来上がった物が言葉を語るのです。あの時どんなに時間がなかったお金がなかったとその前に立ってずっと言い訳し続けることはできないということを常に心して物を作っているのです。だから今回のこの漁港ができたときにこの基本コンセプトを大きな看板に書いてその大きなコンクリートの護岸に貼ってもそれはこのコンセプトでこれが造られたのかと笑いものになってしまうものになると思うので、唯一市川市の中で今、十年後に夢を持てる場所だと思うのです、ここは。その夢を、安全で夢のある水辺づくりをしていくために頑張りましょう、と思います。

西村座長

ありがとうございます。難しい問題ですが、でもそれは先ほどのプロポーザルなどいろいろと工夫していかななくてはならないと思います。よろしいでしょうか。それではその他についてお願いします。

事務局（高野）

次回の懇談会の開催の予定ですが、12月下旬を予定しております。委員の皆様におかれましては年末のお忙しい時期とは存じますがご出席のほどよろしくお願いいたします。なお、詳細が決まりましたら別途ご案内申し上げます。以上でございます。

西村座長

よろしいでしょうか。それではこれで第29回市川市行徳臨海部まちづくり懇談会を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。